

県営住宅募集状況一覧表（新築県営住宅募集：黒磯県営住宅2棟）

県営住宅管理事務所 岩国支所分

- ★ 申込受付は **令和4年11月1日(火)～令和4年11月10日(木)** までで、郵送の場合は郵便局の消印の日付で確認します。
※土・日・祝日は閉庁しています。
- ★ 抽選会は **令和4年11月17日(木) 10:30 から 岩国総合庁舎2階（共用第1会議室）** で行います。（抽選会は第三者の立会のもと行います。本来は公開実施ですが、時節柄、見学はご遠慮ください。）
※抽選結果は、抽選日発送予定のハガキにてお知らせします。（電話でのお答えはしていません。）
※なお、抽選会終了後には、管理事務所入口横の掲示板に抽選結果を掲示します。
※また、抽選日の夕刻にはホームページでも公開しています。（<https://www.ymgc-kj.jp>）

1. 募集状況

①一般住宅（複数家族員向け） ※お一人でのお申し込みはできません。

団地名	所在地	構造	間取り	募集戸数	区分(内訳)		棟 - 部屋番号	建設年度	住戸専用面積	エレベータ	家賃(月額) (収入等により異なります)	駐車場 使用料	災害等警戒・想定区域		備考	入居可能 予定時期
					一般枠	優先枠							団地敷地	募集住棟		
黒磯2A	岩国市黒磯町2丁目15番32	中耐5階	3DK	2戸		●	2 - 401	R2	65.1	あり	25,100 ~ 49,400	600	1			令和4年12月 下旬
					○		2 - 501									
黒磯2B	岩国市黒磯町2丁目15番32	中耐5階	3DK	3戸		●	2 - 105	R2	65.9	あり	25,400 ~ 50,000	600	1	エレベータ横		令和4年12月 下旬
					○		2 - 205									
					○		2 - 405									

※優先枠が設定されたすべての住戸にバリアフリーなどが施してあるわけではありませんので、設備等についてはお問い合わせください。優先枠がなければ多数応募もありません。

※エレベータの「半階段有」は階段の踊り場階が乗降口になるので、半階段分、階段を昇り降りする必要があります。

※災害等警戒・想定区域に該当する場合、下記の番号で記載しています。

1：土砂災害警戒区域、2：津波災害警戒区域、3：浸水想定区域(洪水)、4：浸水想定区域(高潮)、5：浸水想定区域(雨水)

②一般住宅（単身入居も可能な住宅） ※お一人でのお申し込みもできます。

団地名	所在地	構造	間取り	募集戸数	区分(内訳)		棟 - 部屋番号	建設年度	住戸専用面積	エレベータ	家賃(月額) (収入等により異なります)	駐車場 使用料	災害等警戒・想定区域		備考	入居可能 予定時期
					一般枠	優先枠							団地敷地	募集住棟		
黒磯2C	岩国市黒磯町2丁目15番32	中耐5階	2DK	14戸		●	2 - 102	R2	55.7	あり	21,500 ~ 42,200	600	1			令和4年12月 下旬
						●	2 - 103									
						●	2 - 104									
						●	2 - 202									
						○	2 - 203									
						○	2 - 204									
						○	2 - 302									
						○	2 - 303									
						○	2 - 304									
						○	2 - 402									
						○	2 - 403									
						○	2 - 404									
						○	2 - 503									
						○	2 - 504									

※優先枠が設定されたすべての住戸にバリアフリーなどが施してあるわけではありませんので、設備等についてはお問い合わせください。優先枠がなければ多数応募もありません。

※エレベータの「半階段有」は階段の踊り場階が乗降口になるので、半階段分、階段を昇り降りする必要があります。

※災害等警戒・想定区域に該当する場合、下記の番号で記載しています。

1：土砂災害警戒区域、2：津波災害警戒区域、3：浸水想定区域(洪水)、4：浸水想定区域(高潮)、5：浸水想定区域(雨水)

※ 申込書に虚偽の記載があった場合や、過去において県営住宅に入居していた方で、家賃等の滞納がある場合などは申込みを無効とします。（受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります）

※ 詳しくは「県営住宅募集のご案内①」をご覧ください。

※裏面もご覧ください（申込資格等の詳細を掲載しています）※
 ※黒磯2Aと黒磯2Bは間取りが異なります。詳細は県が作成した「申込案内書」にてご確認ください※

2. 申込資格（詳しくは「県営住宅募集のご案内①」をご覧ください。）

（1）次の要件をすべて満たしている方（日本国籍を有しない者の入居希望者を含む）

- ア 同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む。）がある方。
- イ 法で定める収入基準に該当している方。（政令月収で、一般世帯は158,000円以下、高齢者・障害者（※）等の世帯は、214,000円以下）
※平成24年10月1日より精神・知的障害の等級を「1～3級」へ拡大しています。詳しくは下記までお問い合わせください。
- ウ 住宅に困っていることが明らかな方。

エ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
※現在、県外に住所又は勤務先のある方も、上記アからエのすべての要件を備えている方は申込資格があります。

① 一般住宅（複数家族員向けの住戸）…上記ア、イ、ウ、エの要件をすべて満たしている方

② 一般住宅（単身入居も可能な住戸）…（1）の申込資格のイ、ウ、エを備えている方で、次のいずれかに該当する方はお一人でもお申込みができます。

※ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず又は受けることが困難であると認められる方は、お一人でのお申し込みができません。

- ア 60歳以上の方。
- イ 身体障害者で障害の程度が1級から4級までの方
- ウ 精神障害者で1級～3級の障害である方
- エ 知的障害者で療育手帳の交付を受けている方
- オ 戦傷病者で障害の程度が特別項症から6項症まで又は第1款症の方
- カ 原子爆弾被爆者
- キ 海外引揚者（本邦に引き揚げてから5年以内の場合に限ります）
- ク ハンセン病療養所入所者等
- ケ 生活保護受給者
- コ 中国残留邦人等及び特定配偶者支援受給者
- サ DV被害者（県男女共同参画センター等婦人相談所において保護を受けた後5年以内の方等）
- シ 犯罪被害者等（犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった方）
- ス 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者（平成23年3月11日時点で、福島県中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた方）で、居住実績証明書を有している方

③ 特定目的住宅（多家族向けの住戸）…上記ア、イ、ウ、エの要件をすべて満たし、かつ、世帯人数が5名以上、または4名であってもうち3名が12歳以上のご家族の方

3. 優先枠について

団地及び住戸タイプが同一の**募集住戸が2戸以上ある場合は**、高齢者世帯等一定の要件を満たす方だけで抽選を行う「**優先枠**」を設けます。

優先枠については、高齢者世帯（60歳以上の方のみからなる世帯など）、障害者がおられる世帯、母子世帯など一定の要件を満たす方だけが申し込みます。

※優先枠住戸に応募者がなかった場合には、一般枠住戸として扱います。

優先枠対象者でない方が優先枠に応募された場合は、仮当選しても失格となりますのでご注意ください。

4. 多数応募者について

団地及び住戸タイプが同一の**募集戸数が2戸以上ある場合、一般枠の方のみ多数応募者の優遇措置が受けられます。**

多数応募者とは、平成15年4月1日以降の山口県営住宅の募集の抽選において、**4回以上落選**された方が該当します。

※入居資格審査時に「抽選結果のお知らせ」のハガキ（4枚以上）の提出が必要となります。

また、優先枠対象者と多数応募者の両方に該当し、どちらかが不明な場合は**優先枠対象者**として優遇措置を受けることになります。

5. 県営住宅の駐車場について

県営住宅の駐車場は1戸につき1台で整備しています。

1戸で2台以上の自動車を使用する場合は、**2台目以降の車は各自で県営住宅敷地外に適法な保管場所を確保**していただきます。

6. 災害等警戒・想定区域について

県営住宅の敷地又は住棟には土砂災害（特別）警戒区域内、津波災害警戒区域内、浸水想定区域内にあるものがあります。

市が作成・配布している「土砂災害ハザードマップ」、「津波ハザードマップ」や県営住宅管理事務所で配布する「水害ハザードマップ」をご覧ください、避難場所や避難経路等の確認や早めの避難等、防災意識を高めていただきますようお願いします。

（注1）

・土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域です。

・土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずる恐れがある区域です。

（注2）

・津波災害警戒区域とは、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある地域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

・津波災害特別警戒区域とは、津波災害警戒区域のうち、建築物が損壊・浸水し、住民の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域です。

（注3）

・浸水想定区域とは、水防法で定める水害（洪水、高潮、雨水）が発生した場合に、浸水が想定される区域です。

（注4）

・注1～2の区域については、団地敷地又は募集住棟の一部でも対象となる場合、注3については団地敷地の一部でも対象となる場合に記載しています。

7. 申込書の送付先及び問い合わせ先

〒740-0016

岩国市三笠町1丁目1番1号（県岩国総合庁舎1階）

一般財団法人山口県施設管理財団

県営住宅管理事務所 岩国支所（Tel：0827-30-1030）